

あ ぜ み ち 通 信

* * * * *

1 月 1 日

2006年(平成18年)

農業会議ミニレター(第61号)

編集・発行：愛知県農業会議

新年明けましておめでとうございます。

昨年は、農業経営基盤強化促進法等農地制度の改正が行われ、また今までの農政と根本から見直すことになる経営所得安定対策等の骨格も決定されました。

農業委員会系統組織にとって、農地と担い手を守り活かすため、担い手の確保育成と遊休農地解消対策への取り組みが最重要課題になっています。また、その果たす役割への期待も大きいものがありますので、本年も各種情報の提供に努め、農業委員会活動のより一層の進展に資するよう努力してまいります。

旧に侍しご指導ご支援賜りますよう、よろしく願いたします。

○ 農業経営基盤の強化に関する県の基本方針などを協議(資料1)

..... 常任会議員会議

去る12月16日に開催された常任会議員会議では、知事諮問案件として農地法第4条第3項の規定に基づく転用事案50件 25,535平方メートル、第5条第3項の規定に基づく転用事案 293件 249,703平方メートルが審議され、いずれも許可して差し支えない旨、答申されました。

また、6月10日に農業経営基盤強化促進法の一部が改正され9月1日から施行されたことを受け、平成11年11月に策定された県の基本方針を、「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」に基づく「食と緑の基本計画」も踏まえて新たに策定することとされました。このため農業経営基盤強化促進法第5条第5項の規定に基づく諮問案件として審議され、諮問のとおり策定することを適当と認め答申しました。

なお、この新たな基本方針は、平成18年1月上旬の県広報に登載される予定です

○ 各農業委員会長から市町村長に申し入れを！！

..... 都道府県農業会議緊急事務局長会議

三位一体改革に伴う国庫補助負担金(農業委員会交付金、強い農業づくり交付金等)の税源移譲について、農林水産省への割当分340億円の全額が地方に移譲されることとなったことから、全国農業会議所は急遽、事務局長会議を開催し、今後の対応を協議しました。

農業委員会交付金については、昨年度決定した23億円(人件費の農家数割分)と今回の23億円(人件費の農地面積割分)の合計46億円が税源移譲され、平成18年度の農業委員会交付金は48億円(農業委員会数割と特別事情割)とされました。また、強い農業づくり交付金についても、①突発的な事態に対応(病害虫蔓延防止対策)

②国の主体的関与による施策推進（耕作放棄地対策等）を除き、農業委員会関係予算のほとんどが税源移譲の対象とされました。

こうしたことから、農業委員会系統組織に期待される「農地の確保と有効利用」「担い手の確保・育成」についての役割が十分発揮できるよう、“今回の税源移譲は農業委員会交付金が個人住民税等の税源に振り替わったもので、削減ではない”“税源移譲される額を農業委員会予算として確保する取り組みを徹底すべき”。また、“強い農業づくり交付金についても予算確保対策を徹底する”取り組みが求められますので、各農業委員会長から市町村長に予算確保の申し入れが重要となります。

◎ **全国農業新聞の普及状況（12月）**

全国農業新聞の12月の普及状況は、前月対比2,685部の増、対前年同月比28,049部減の187,668部となり、農業委員数対比の普及率は3.3となっています。

本県の普及状況は4ヶ月連続の増（311部）となりましたが、4ヶ月連続増は愛知県のみという快挙を成し遂げることができました。特に顕著な実績を残されましたのは、大府市（前年比57部増）、南知多町（同52部増）、江南市（同49部増）、豊明市（同36部増）等ですが、普及部数・普及率とも順位を上げ（15位、31位）ることができ、これもひとえに皆さまのお力添えの賜物であり厚く感謝を申し上げます。

ただ、来月は200部程度の減が予想されていますことから、1市町村1部でも普及ができますよう、なお一層のお取り組みをお願いします。

◎ **加入割合は12%・・・農業委員の農業者年金加入状況調査結果について**

農業委員の新農業者年金の加入状況調査について、10月26日付けで各農業委員会に調査をお願いしましたが、この度、県下67農業委員会から報告がありこの調査結果を下表のとおりとりまとめ、全国農業会議所へ提出しました。調査にご協力賜りありがとうございました。

なお、新農業者年金の加入推進につきましては、まず、各農業委員が制度を理解していただき、また自ら加入していただくことがより効果が上がるものと考えますので、加入要件を満たす農業委員への働きかけを積極的にお願います。

加入要件を満たす農業委員数 216 人	すでに加入している農業委員数 25 人
上記のうち「政策支援加入」の要件を満たす農業委員数 26 人	上記のうち「政策支援加入」している農業委員数 7 人

◎ **老後の最低生活費は月27万円！・・・農業者年金加入推進要領を策定**

本会は愛知県農業協同組合中央会と連名で「農業者年金加入推進要領」を作成し、12月27日付けで各農業委員会に加入推進へのより一層の取り組みをお願いしました。

これは、本県農業を担う農業者の将来生活設計に不安がないよう、国民年金の上乗せ部分の公的年金である農業者年金によってその保障の充実を図ることが必要な

ためです。本県における加入者は旧制度からの移行者を含めわずか423名（平成17年9月現在）と、農業県でありながら全国平均を大きく下回っています。いかに関係者にこの制度を理解していただくかが普及の鍵を握っています。

◎ 「品目横断的経営安定対策の導入に向けた担い手育成・確保の取組の推進方針」
が取りまとめられる・・・・・・・・・・愛知県担い手育成総合支援協議会

去る10月27日に「経営所得安定対策等大綱」が決定され、品目横断的経営安定対策の内容が明らかにされました。今後は、本対策の19年産からの導入に向け、18年度には加入受付が開始されることから、その時点で対象者要件を満たす担い手の相当数確保が求められています。こうしたことから本年度中に本対策の内容が十分周知される必要があり、農林水産省はそのための推進方針を取りまとめました。

推進方針は、①担当制等による推進体制の整備、②地域ごとの戦略等の明確化、③進捗状況の把握、④推進ノウハウ等の情報共有化、の4点を踏まえ、本対策の内容の現場までの正確な周知と本対策の対象者要件を満たす「担い手」の育成を効果的に進めるものとしており、愛知県担い手育成総合支援協議会から12月6日付けで各市町村・地域担い手育成総合支援協議会にその内容が通知されました。

◎ 「品目横断的経営安定対策の経営規模要件の特例ガイドライン（案）が示されました（資料2）・・・・・・・・・・愛知県担い手育成総合支援協議会

品目横断的経営安定対策については、「経営所得安定対策等大綱」により対象者の要件等が示されていますが、そのうち「経営規模要件」については都道府県知事からの申請に基づき国が別途基準を設けることができることとされています。

この別途基準は関係法令の整備後に申請が受け付けられますが、本対策の円滑な導入の観点から、前もって現時点における考え方として「品目横断的経営安定政策の経営規模要件の特例ガイドライン（案）」として農林水産省が取りまとめました。この内容は愛知県担い手育成総合支援協議会から12月6日付けで各市町村・地域担い手育成総合支援協議会にその内容が通知されました。

◎ 愛知県水田農業構造改革推進会議

愛知県水田農業構造改革推進会議（座長：長谷川信義副知事）は12月22日、KKRホテル名古屋で会議を開催し、平成18年産米の市町村別・農業協同組合別生産目標数量の配分方針、平成18年度水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）の地域別配分額を協議し、決定しました。

冒頭、長谷川副知事から「来年度の生産目標数量の144,000トン、本年度の生産目標数量150,170トンと6,170トン（4.1%減）下回り、昨年に引き続き厳しいものであるが、関係者一体となった取り組みが重要であるとあいさつされ、協力を求められました。

17年産の取組状況は、配分対象農業者116,208人に対し、水稻生産実施計画書提出農業者数は53,607人で、その参加農業者率は46.1%と、16年産の49.5%を下回っていること、また全国水準に比べ低いとみられることから、この引き上げが課題とされています。なお、平成18年産米生産数量・交付金についての地域別配分は22日付けで通知されました。

- ◎ **農業所得標準に対しての最後の要請**・・・東海4県農業団体課税対策協議会
東海4県のJA中央会及び農業団体で構成する農業団体課税対策協議会は12月8日、名古屋市内の愛知県農林会館で平成17年度の納税に関する農業所得標準の開示内容について、本年度の作柄はほぼ平年並みであったものの、高温障害とカメムシの広範囲な発生で品質低下が著しいことや、17年産米の全国的な豊作基調と消費減で価格が低迷している実情を十分考慮すること、また、農業所得標準の廃止後の対応について、生産農家の納税が支障なく行われる指導を名古屋国税局に要請しました。
なお、平成17年分農業所得標準の開示は平成18年1月20日に予定されています。

- ◎ **平成17年度第2回農業委員会活動強化対策事業活動評価検討会開催**
本会は12月13日、平成17年度第2回農業委員会活動強化対策事業活動評価検討会を開催しました。これは国の「強い農業づくり交付金」による対策の「経営力の強化・担い手への農地利用集積の促進・農業委員会等活動強化に係る取組」として実施したものです。

昨年度は4委員会を対象としましたが、本年度は農業委員会の活動計画を定めている東海市、安城市、蒲郡市の3委員会を対象とし、評価委員である名城大学の福田委員、本会OBの正田委員に、各農業委員会事務局（蒲郡市は会計実施検査受検のため本会）から活動計画の内容とその進捗状況を説明し、活動に対する評価・指導をいただきました。

- ◎ **農業会議会長賞に愛西市の吉川広さん**・・・第55回農林畜産物品評会
愛知県農協中央会などの主催による第55回愛知県農林畜産物品評会表彰式及び第24回熱田神宮農業功労者顕彰式が12月16日、熱田神宮会館で行われました。農林畜産物品評会には総出品点数2,335点で、農林水産大臣賞には南知多町の中野鉤三さん出品のキャベツと一色町の久保田健治さん出品の鶏卵が選ばれたほか、知事賞など入賞387点が表彰されました。

なお、農業会議会長賞には愛西市の吉川広さんのレンコンが選賞されました。

また、熱田神宮農業功労者には、名古屋市の二村昌美氏及び安城市の富田進氏並びに幸田町の内藤恵氏の3名が顕彰されました。

- ◎ **愛知県が野菜生産振興方針を策定**

愛知県農林水産部は、平成22（2010）年の愛知県野菜産地のあるべき姿を目指した「愛知県野菜生産振興方針」を12月1日に策定しました。

これは、「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」に基づいて平成17年2月に「食と緑の基本計画」が策定されましたが、この計画に盛り込まれた施策を推進していくための部門別方針として位置づけられ、生産から消費全般にわたっての野菜をめぐる現状と課題を分析し、その上で今後目指すべき姿を、安全で良質な環境に配慮した、魅力ある野菜生産の実現とし、その実現への具体的対応方向と主要30品目の重点推進方策を取りまとめたものです。

- ◎ **愛知県農業会議知多支部農業委員会会長会議**

本会知多支部は支部管内農業委員会長の提案を受け12月19日、支部管内農業につ

いての情報交換と知多地域選出の伊藤忠彦衆議院議員との知多地域における農業振興策についての懇談会を開催しました。

まず、当面する農政課題として、松平事務局長から遊休農地対策、経営所得安定対策、WTO農業交渉、三位一体改革による税源移譲への対応について報告し、次いで情報事業についての対応も協議しました。その後、国の農林水産委員会理事である伊藤代議士から、国の動きについてのご報告をいただき、これら課題について懇談がなされました。

◎ 愛知県担い手育成総合支援協議会幹事会を開催

愛知県担い手育成総合支援協議会（会長；農業会議松平事務局長）は12月20日、白壁庁舎において第3回幹事会を開催しました。会議では、本年度の事業計画の推進として県関係各課・各団体の役割分担の確認・調整を、また、新たな経営所得安定対策に向けての担い手づくりについて協議し「品目横断的経営安定対策の導入に向けた担い手確保・育成の推進計画」が決定されました。なお、この計画は、各地域担い手育成総合支援協議会・市町村・農業委員会・農業協同組合に12月26日付けで通知されました。

◎ 農地の違反転用対策で意見交換・・・西三河地域の農地問題研修会

県西三河農林水産事務所は12月1日、管内市町村の農地担当者、県農業振興課及び農業会議の担当者の参加を得て平成17年度の農地問題研修会を開催しました。

研修会では、「農地保全対策の取り組み」「現況証明の取り扱い」「転用申請書の内容審査に当たっての留意事項」についての説明と「賃貸農地が収用された場合の土地所有者の代替農地取得及び貸付手続き」「遊休農地対策」「課税の現況による変更との整合性」について、それぞれ各市町村での対応等の意見交換が行われました。

◎ 物が売れない時代にどう売っていくか！・・・・・・・・

第15回東海・近畿・福井ブロック稲作経営者研究大会

東海、近畿、福井ブロックの第15回稲作経営者研究大会が12月5日から6日にかけて福井県あわら市で開催され145名が参集、うち本県からは16名が参加しました。

研究討議では、販売戦略を中心テーマにそれぞれ7県から事例報告があり、本県からは前愛知県稲作経営者会議会長で半田市農業委員長職務代理者の山本善博氏が発表しました。情勢報告は北陸農政局竹原次長から「経営所得安定対策等大綱について」の説明を受けました。記念講演として、キリンビール株式会社福井支社長の渡辺尚武氏から「マーケティングの楽しみ方」と題して、“物が売れない時代にどう売っていくか”の極意を学びました。

◎ 平成17年度下期出版ブロック会議

全国農業会議所は12月8日、横浜市で平成17年度の出版ブロック会議を開催しました。伊藤出版部長の情勢報告を兼ねた挨拶の後、平成17年度上期の事業報告があり、新刊・新製品・年度版・改訂版は10月14日現在52点刊行し、前年同期比17点増。また「全国農業図書ニュース」のメールマガジンを創刊し、7回配信、新刊図書38

点を紹介したところネット注文が増加した旨の報告がありました。

事業推進については、推薦図書を選定・普及、農業委員会事務局の必携（常備）図書の普及、農地パトロール3点セット等の活用促進、重点図書（農業委員活動記録ノート、認定農業者の経営改善ブック、農家相談の手引）の普及強化が協議され、18年度の主な改正点は「農業委員業務必携」を1冊にまとめることになりました。

◎ 平成17年度認定農業者経営実態情報収集の実施について（お願い）

・・・・・・・・・・愛知県担い手育成総合支援協議会

認定農業者の経営実態情報を収集し、この分析結果を今後の認定農業者制度の推進に反映させることを目的とし、本年度も平成17年度認定農業者経営実態情報収集調査を12月21日付けで各市町村にお願いしました。

平成17年1月から12月までの間に新規並びに再認定された認定農業者を対象とした「認定農業者経営実態情報収集票」及び平成12年度並びに14年度認定された農業者を対象とする「農業経営改善計画の取り組み状況について」の2種類です。

平成18年1月末日までに調査票の原本の提出をお願いします。詳しくは沢田専任マネージャーにお尋ねください。

◎ 夏花協だより（知事お祝いメッセージ、会長色紙贈呈）

知多市 渡辺了之さん・幸代さん（12月9日挙式）
安城市 石川唯也さん・真由美さん（12月11日挙式）
ご結婚おめでとうございます。ご多幸とご活躍をお祈りします。

◎ 今後の主な行事予定

- 1月6日（金）愛知県漬物振興祭（熱田神宮会館）
- 1月11日（水）新城設楽支部農業委員・職員等研修会（新城市文化会館）
- 1月13日（金）平成17年度海部地域農政推進講演会（愛知県津島勤労福祉会館）
- 1月14日（土）新・農業人フェア'05新規就農相談会（大阪・梅田スカイビル）
- 1月17日（火）常任会議員会議（白壁庁舎）
- 1月20日（金）納税猶予に関する打合会（名古屋第二国税総合庁舎）
- 1月20日（金）平成17年分農業所得標準の開示に関する打合会（同上）
- 1月23日（月）平成17年度経営構造対策推進コンダクター会議（白壁庁舎）
- 1月23～24 第17回若い稲作経営者研究会（東京都）
- 1月24日（火）情報（新聞・出版）事業実務担当者会議（東京・蚕糸会館）
- 1月25日（水）都道府県農業会議総務・経理担当者会議（東京・蚕糸会館）
- 1月25日（水）農と暮らしの研究発表大会2006（県立農業大学校）
- 1月27日（金）愛知県稲作経営者会議経営対策研修会（県立農業大学校）
- 1月31日（火）平成18年上半期全国農業新聞総局長会議（東京都）
- 1月31日（火）市町村・JA農業者年金担当者研修会（JA愛知研修所）

◎ お悔やみ

農業会議副会長で町村会長・西春町長の上野政夫氏（69歳）におかれましては、11月29日逝去されました。謹んで氏の多年に亘るご功績を称え、心から哀悼の意を表します。

農業経営基盤の強化の促進に関する新たな県の基本方針（案）の概要

I 基本方針の構成

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的方向

- 1 本県農業の概要
- 2 本県農業の現状と課題
- 3 本県農業の推進方針
- 4 具体的な展開方向

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

（「地域概要と営農類型」）

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

第4 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

- 1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的事項
- 2 県の区域を事業の実施地域とする農地保有合理化事業を行う法人に関する事項
- 3 遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項
- 4 特定法人貸付事業の実施に関する事項

II 主な見直しのポイント

(1) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的方向

○ 具体的な展開方向

・効率的かつ安定的な農業経営の年間所得及び年間労働時間目標

最近の経済情勢や他府県の状況等を踏まえ、現在の他産業並の年間所得を目標として設定

区 分	新たな基本方針
家族経営体	800万円
企業的経営体	経営者 800万円
	家族（給与）1.5人 600万円
	計 1,400万円
1人当たりの年間労働時間	1,800時間

《算定基礎等》

家族経営体：家族労働力を中心とした標準的な家族農業経営として、主たる従事者1人当たりの年間所得（本県男性労働者の年間所得）、補助従事者1.5人の賃金（パートタイム労働者の平均賃金）を想定し算定。

企業的経営体：雇用労働力や効率的な生産方式

を導入して、より効率的な農業経営を営む経営体で、ここでは家族経営協定の締結に基づく給料制を導入した家族農業経営を想定し、主たる従事者1人の年間所得（大卒男子の年間所得）、家族（給与）1.5人の年間所得（本県男女労働者の平均年間所得）として提示。 注：年間所得は生産所得から算出。

(2) 農用地の利用集積に関する目標

本県の農地の集積面積が平成16年度末で5割弱に達したことから、利用集積の目標を「おおむね6割」とする。

(3) 新たに規定した事項

ア 遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項

市町村において遊休農地の発生防止・解消を図るための基本的な計画、明確な方針の下に、総合的な遊休農地対策に取り組むとともに、知事の裁定による賃借権の設定、市町村長による遊休農地所有者等に対する措置命令等の体系的な遊休農地対策事項を定める。

イ 特定法人貸付事業の実施に関する事項

遊休農地等が相当程度存在する区域において、担い手が不足している場合等に市町村等が農業生産法人以外の法人に農用地を貸し付ける特定法人貸付事業の実施に関する事項を定める。

品目横断的経営安定対策の経営規模要件の特例ガイドライン（案）抜粋

品目横断的経営安定対策の経営規模要件の特例については、正式には関係法令等が整備された後に、当該関係法令等に基づき、都道府県知事からの申請を受けて国が定めることが予定されております。こうしたことから、品目横断的経営安定対策の円滑な取り組みの参考となるよう、事前に現時点での考え方と別途基準の設定方法を「ガイドライン（案）」として以下のとおり整理されました。

☆ 対象者の要件、別途基準

一定規模以上の水田又は畑作経営を行っているものであること。「一定規模」とは、

- ア) 認定農業者にあつては北海道で10ha、都府県4ha
- イ) 特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織にあつては20ha とし、制度開始後は、構造改革の進捗状況を定期的に点検し、その結果を踏まえ、望ましい農業構造の実現に向けた見直しを行う。ただし、この規模については、都道府県知事からの申請に基づき国が別途基準（原則3年間固定）を設けることができる。

☆ 物理的制約に応じた特例

物理的制約から規模拡大が困難な地域に限定し、基本原則の概ね8割の範囲内（中山間地域にあつては、特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織については5割の範囲内）で緩和可能。

- 特例基準＝基本原則（4ha、10ha、20ha）×格差率
- 格差率＝1集落当たりの「田＋畑」の平均面積／全国平均（都府県25ha、北海道160ha）
※ 64%（中山間地域の集落営農50%）を下限。

☆ 生産調整に応じた特例

地域の生産調整面積の過半を受託する組織に限り、20ha ×生産調整率（7ha を下限）の範囲内（中山間地域にあつては、20ha ×生産調整率×5/8（4ha を下限）の範囲内で緩和可能。

- 特例基準＝基本原則（20ha）×生産調整率 ※下限は7.0ha（中山間地域4.0ha）
- 生産調整率＝「市町村の田面積－市町村の水稲作付面積」／市町村の田面積

☆ 所得に応じた特例

対象品目を経営上の重要な構成要因としつつ、有機栽培、複合経営等により相当水準の所得を確保している経営については、事情に応じて個別に認定する。（注：市町村基本構想の目標所得水準の過半の農業所得を確保するとともに、対象品目（米・麦・大豆等）の収入、所得又は経営規模が当該農業経営の農業収入、所得又は経営規模の概ね1/3（27%）以上である場合。

- 農業所得・収入の捉え方…確定申告その他農業所得を証明する公的資料での要件充足が必要。
- 経営規模の捉え方…権原を有する耕地（田、畑、樹園地）の農地基本台帳上の面積の合計。
なお、主な基幹作業（水稲においては基幹3作業以上）を受託し、収穫物についての販売名義を有し、販売収入の処分権を有している面積も含む。
対象品目の経営規模が当該農業経営の経営規模の概ね1/3（27%）以上であることを要件とする場合は、そのことを証明する資料提出が必要。
- 集落営農の取り扱い…集落営農にあつては、主たる従事者が当該集落営農より受け取る農業所得が市町村基本構想の目標所得水準の過半を確保するとともに、当該集落営農の対象品目（米・麦・大豆等）の収入、所得又は経営規模（一元経営を行っているもの）が集落営農全体の収入、所得又は経営規模の概ね1/3以上であり、これらの事実を証明する資料提出が必要。

☆ 特例により難い特別な事情

上記物理的制約・生産調整・所得に応じた特例により難い特別な事情がある場合は、知事はその経営を施策の対象としなければならない合理的な理由を附し、対象者として要請できる。

- 合理的理由の考え方…本特例は例外的措置で、上記物理的制約・生産調整・所得に応じた特例の基準を緩和する目的ではない。現段階で考えられる特別な事情は、例えば、新規就農者の場合や離島の小規模集落営農の場合などを想定。